

資料取扱注意
許可なく複写・転送等
厳禁

花粉問題対策 事業者協議会 設立構想書

2012年9月

特定非営利活動法人
産学連携推進機構

本資料は花粉問題対策事業者協議会の
設立に向け、賛同者の皆様のご意見等を
頂きながら順次更新してまいります。

設立趣旨

- 国内のアレルギー疾患の罹病率は年々増加傾向にあり、「国民病」といわれて久しい。
- 文部科学省「スギ花粉症克服に向けた総合研究の報告」によると、アレルギー疾患のうち8割以上がスギおよびヒノキの花粉症患者である※¹。また厚生労働省によると、アレルギー性鼻炎（花粉以外の要因によるアレルギー患者も含む）の患者数は44万6千人※²と発表されている。ただし、この患者数は医療機関を受診した結果として把握されたもので、実際の患者数は1000万人～1500万人にのぼると推定されている。つまり、最低でも国民の10人に1人が発症し、さらに発症年齢の低年齢化が進んでいると言える。
- また花粉が原因とされるアレルギー疾患によって仕事や勉学に及ぼす経済損失は2005年の第一生命経済研究所の試算では5,339億円※³に達したとされている。発症要因が多岐に渡り、根本的な治療法が確立されていない中、これらの損失は今後益々増え続けると想定される。
- 一方で、花粉の発生地域とその被害地域が異なること、花粉発生時期と飛散時期が異なること、疾患者の重篤化が他疾患と比して低いこと、対策への取り組み主体が自治体や企業・団体等に多岐にわたること等により、主体者間で連携し対応を適切に組み合わせることが、現段階ではまだまだ充分になされていない状況である。
- 政府は花粉対策のひとつとして、少花粉スギへの植え替えや花粉の少ない森林への転換促進を推進しているが、全ての発生源を代替するには、まだ長い年月を要すると想定される。加えて、スギ以外の花粉問題への対策についても、その検討と施策への反映は、更に時間を要するものと想定される。
- そこで、花粉対策活動（公共事業、民間事業、研究開発事業等）に関わる事業者等がお互いの情報交換を行い、花粉問題に関する対策（飛散量低減、飛散抑止・防止、症状軽減等）を協議し、様々な研究・実証・提言活動を連携して行うことを目的とした「花粉問題対策事業者協議会（任意団体）」を設立したい。

※¹. 文部科学省「科学技術振興調整費 生活・社会基盤研究 スギ花粉症克服に向けた総合研究第Ⅱ期成果報告書」平成15年6月

※². 厚生労働省「平成17年患者調査総患者数、性・年齢階級×傷病小分類別」

※³. 株式会社第一生命経済研究所「花粉の大量飛散が日本経済に及ぼす影響」2005年1月

協議会入会メンバー（例）

- 花粉を防御する物品（マスク、メガネ、空気清浄機等）の研究・製造・流通等に関連する民間企業・団体・大学等の研究機関
- 花粉による症状を緩和・抑制する食品・薬品（サプリメント、内服薬、点眼薬等）の研究・製造・流通等に関連する民間企業・団体・大学等の研究機関
- 花粉の発生抑制対策（農薬、薬剤散布等）の研究・製造・流通等に関連する民間企業・団体・大学等の研究機関
- 花粉の発生状況や各種関連情報を取得・発信する民間企業、団体・大学等の研究機関
- 花粉の発生源となる山林等を所有する地方自治体、民間企業、団体・大学等の研究機関
- その他、花粉問題に関連する取り組みを行っている民間企業・団体・大学等の研究機関 など



花粉発生源
低減

花粉飛散
抑止・防止

花粉症状
軽減

活動概要と設立

○ 活動概要

- ✓ 花粉問題対策活動（公共事業、民間事業、研究活動等）に関わる団体等が共通基盤の形成のために相互に情報交換を行う場と機会を提供する。
 - ✓ 例）月例会や年1回シンポジウム等の開催
- ✓ 各種委員会（ワーキンググループ、常設）やプロジェクト（タスクフォース、設置期間制限有）を設置し、会員メンバーらによる検討会の運営支援を行う。
 - ✓ 例）調査検討委員会、政策検討委員会、渉外広報委員会等を設置し、花粉発生源の除去・抑制、花粉飛散抑制・防止、花粉症状軽減等について、各委員会やプロジェクトのミッションに従い、連携しながら検討・活動を進める。
- ✓ 花粉問題対策に関する実証研究、普及・啓発活動を支援する。
- ✓ 政府等への花粉問題対策に関する提言を行う。
- ✓ Webサイト等を通じて、活動状況の公開や広く社会からの意見を収集する。・・・など

○ プレスリリース

- ✓ 2012年3月以前 発起人および幹事会員、オブザーバ（官庁系）の調整実施。
- ✓ 2012年3月下旬 発起人会設立のプレスリリース第1弾を実施
 - ✓ 3/7花粉症記念日後を予定。
- ✓ 2012年7月下旬 会員募集のプレスリリース第2弾を実施
 - ✓ 発起人以外の幹事会員、一般会員の募集は2012年7月25日開始。
 - ✓ 記者会見は実施せず、プレス対応は発起人世話役として妹尾が担当。
 - ✓ **設立総会および設立記念フォーラムについては、2012年9月12日開催。**

設立発起人

○設立発起人（産・学）＜企業名50音順・敬称略＞

サントリーホールディングス株式会社	常務執行役員 辻村 英雄
ダイキン工業株式会社	常務専任役員 稲塚 徹
武田薬品工業株式会社	取締役 岩崎 真人
日油株式会社	代表取締役会長 大池 弘一
ユニ・チャーム株式会社	代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
特定非営利活動法人産学連携推進機構	理事長・発起人世話役 妹尾 堅一郎

○独立行政法人系研究機関

森林総合研究所	理事長 鈴木 和夫
産業技術総合研究所	理事長 野間口 有
農業生物資源研究所	理事長 石毛 光雄

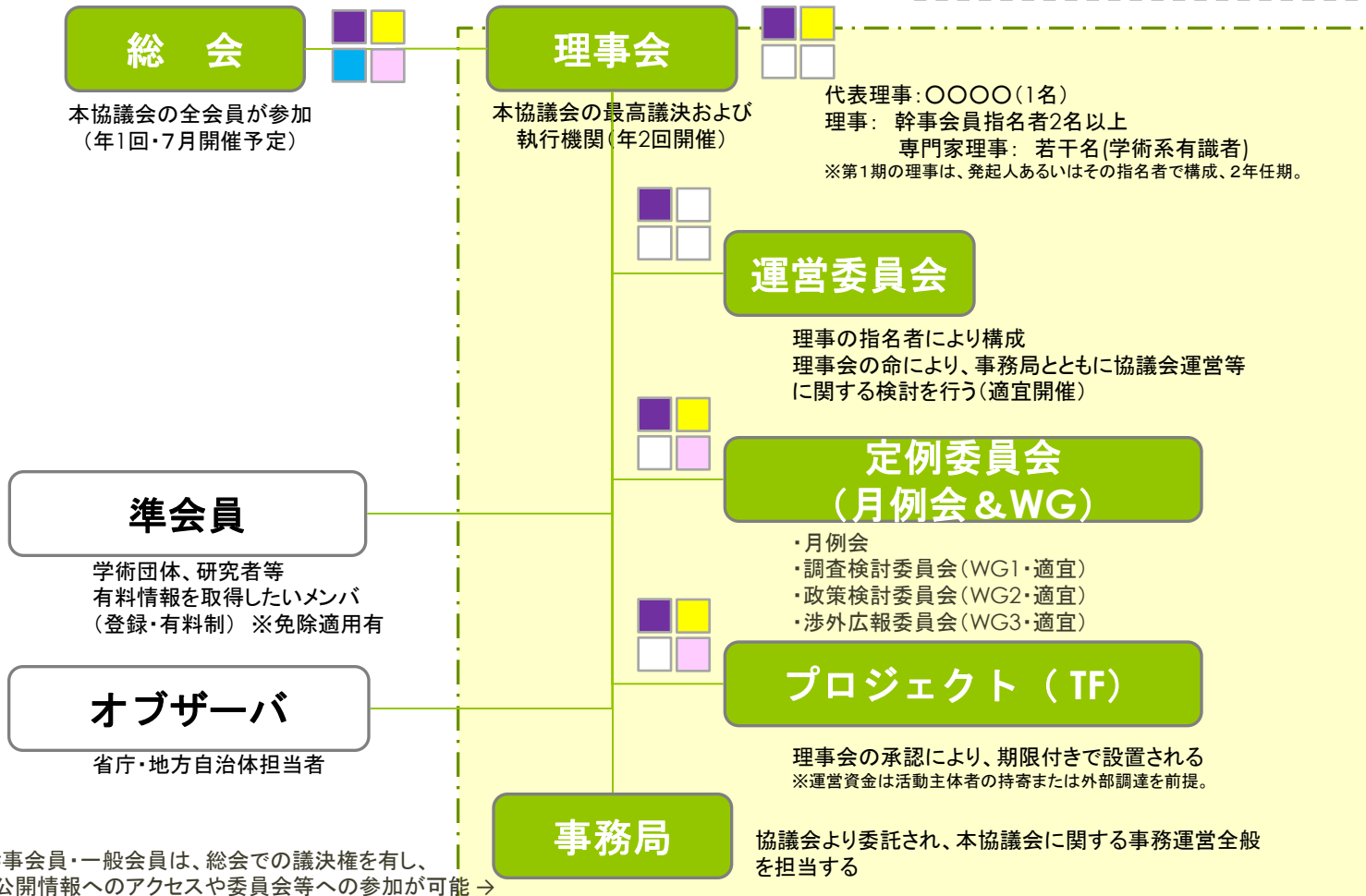


- 趣旨賛同官庁
文部科学省、農林水産省（林野庁）、経済産業省
- 準備事務局
特定非営利活動法人産学連携推進機構

協議会の組織図(案)

※協議会の設置期間は最低5年を目安とする。

凡例



各活動に関する具体的イメージ(案)

	活動の具体的なイメージ
総会 (年1回)	協議会規約変更や決算承認を決定する協議会の最高議決機関。 幹事会員・一般会員が議決権を有し、年1回・7月頃(予定)に開催する。 実施日には、年1回のシンポジウムなどを併催し、議決権を持たない有料準会員やオブザーバも参加し、情報交換を行う。
理事会 (年2回)	本協議会の運営・管理等を執行する最高機関で、年2回程度(花粉問題が活発化する前のタイミングを検討中)等に開催する。 理事会は、幹事会員が指名した理事(同法人の役員クラスを想定、任期2年)、および有識者である専門家理事(任期2年)を構成員とし、その中から代表理事1名を選出する。
運営委員会 (4半期毎)	理事の代理人として、事務局と各種活動に関する検討と運営を行う。 幹事会員の理事が指名するもの(役員・部長クラス)で構成し、必要に応じて適宜開催する。
委員会グループ (月例会及び ワーキンググ ループ)例	幹事会員および一般会員の部課長クラスやその指定メンバで構成し、協議会発足時は以下4つのワーキンググループを設置し、常時企画・運営していく。なお幹事会員は全委員会へ参加可能、一般会員は協賛口数に応じて参加委員会を選択する。
	・「月例会」は、協働で効果的・効率的な花粉問題対策事業を行う上で、必要な共通基盤を形成するために必要な情報交換と共同学習を行う。月1回・計10回程度の開催を予定する。
	・「調査検討委員会」は、参加メンバが主体となって進める調査研究活動計画を検討し、企業・団体単独での情報取得が難しい研究内容については、省庁・自治体等と連携して実施できるよう活動していく。 自主運営とし、年数回程度(理事会開催月は除く)開催し、初年度の活動は、主に「民間や独法研究機関における花粉問題・対応」に関する各種情報のレビューを行う。このレビューを通じて、次年度以降どのような研究課題を設定するか、について検討する予定である。
	・「政策検討委員会」は、省庁・各地方自治体の政策に関する検討や提言内容のとりまとめ等を行う。 隔月1回・計5回程度(理事会開催月は除く)開催する、スタートは主に「これまでの政府取り組み事業内容とその結果」に関する各種レビューを行う。このレビューを通じて、次年度以降の政策提言としてどのような事項が適切か、について検討する予定である。
事務局	各会の運営事務・実務的活動・各種調整等をNPO法人産学連携推進機構が担う。 (会員企業・団体等の協賛状況により、実施内容については要検討)

構成員(幹事会員・一般会員)と他参加メンバーの区分

区分	概要	会費
幹事会員 (法人・団体)	<p>本協議会の発起人、あるいは発起人が推薦し、設立趣旨に賛同する法人・団体等で構成する。</p> <p>幹事会員は、協議会活動の全て(各種プロジェクト(TF)は別途、参加費が必要)にご参加頂くことができ、総会および理事会(または運営委員会)における議決権を有するとともに、公開前の会員限定情報やそのローデータへのアクセス権を有する。</p> <p>なお、幹事会員を希望される企業・団体は、入会から3年間、継続して協賛頂けることを前提とする(一般会員への変更希望は4年目以降に受付可能)。</p>	5口以上 (年額300万円以上)
一般会員 (法人・団体)	<p>本協議会の設立趣旨に賛同する法人・団体等で構成する。</p> <p>一般会員は、協議会活動のうち、総会および各種委員会(口数に応じて参加可能委員会数を決定)や各種プロジェクト(別途、参加費が必要)にご参加頂くことができ、総会における議決権を有するとともに、公開前の会員限定情報へのアクセス権を有する。</p> <p>なお、一般会員を希望される企業・団体は、入会から3年間、継続して協賛頂けることを前提とする(幹事会員への変更希望は都度受付可能)。</p>	1口以上4口以下 (年額60万円以上 ～240万円以下)
準会員 (個人・団体)	<p>本協議会の設立趣旨に賛同する個人・団体が参加可能。 (なお、協議会の構成員ではなく、議決権を持たない。)</p> <p>協議会活動のうち、総会への出席やシンポジウムへの出席、会員限定情報の一部へのアクセス権を有する。</p>	年額2万円
オブザーバ	<p>原則、省庁・地方自治体に所属する担当者であって、理事の推薦と理事会の承認を得て、理事会が委嘱し、各会へ出席することができる。</p>	無償